## 本ページの趣旨と留意事項について

フィリピン国の船員関係法令等については、本来、ご利用される方が直接フィリピン政府にお問い合わせの上、同政府が公表している最新の法令を直接入手して頂く必要があります。それゆえ、本来はフィリピン政府の法令等を提供しているホームページのURLをご紹介すべきところですが、概してホームページは頻繁に変更され、容易にアクセスできない事態が発生します。このため、「フィリピン国の船員関係法令の概要を把握したい」というお問い合わせへの対応として、当センターとしては、過去の一定時点において入手できた情報を可能な範囲で関係者の方に提供しようという意図で、本ホームページを作成いたしました。

フィリピン国の法令改正は、日本国の場合と異なり、古い法令の条文を一部改正することなく、新しい法令の公布をもって過去の法令を廃止するものです。それゆえ、過去に入手した法令の内容が、現時点では変更されている可能性がありますので、この点を十分ご留意いただくようお願いします。本ホームページの情報は、あくまで当センターが一定の時点で入手できた法令等の情報に限られており、けっして網羅的なものでもありませんし、これらが現時点でも有効で最新のものであるというわけでもありません。これらは、あくまで利用者の方々が自ら行われる情報収集作業の一部を支援するための参考情報にすぎません。したがいまして、本ホームページの情報を利用したことで発生したトラブルや損害について、当センターは一切の責任を負うものではありません。

フィリピン国の船員関係法令などの規制に従って業務を行おうとされる方々は、フィリピン国政府に直接お問い合わせいただくようお願いいたします。